



発行 東京都

目次

告示

- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………(環境局多摩環境事務所環境改善課) ……一
- 保安林の指定施業要件の変更予定……………(産業労働局農林水産部森林課) ……三
- 港湾施設の変更……………(港湾局港湾経営部経営課) ……三

告示

●東京都告示第千三百十六号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十五年東京都告示第千六百五十七号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年八月二十七日

東京都知事 舛 添 要 一

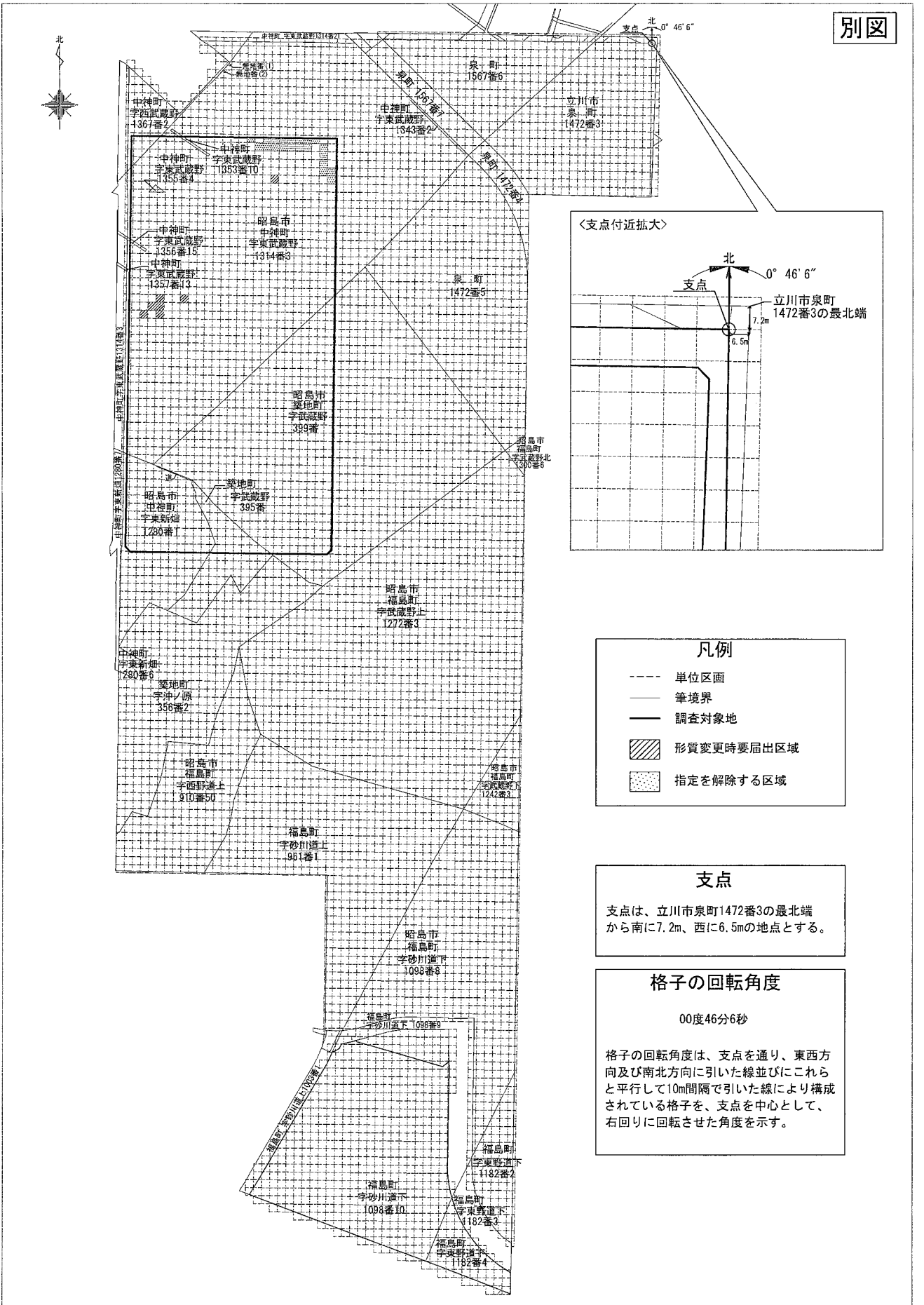
- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(昭島市中神町字東武蔵野地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十

九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

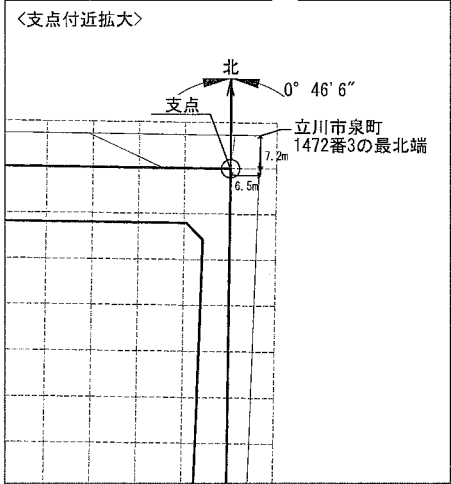
三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



<支点付近拡大>



凡例

- 単位区画
- 筆境界
- 調査対象地
- ▨ 形質変更時要届出区域
- ◻ 指定を解除する区域

支点

支点は、立川市泉町1472番3の最北端から南に7.2m、西に6.5mの地点とする。

格子の回転角度

00度46分6秒

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千三百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があったので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年八月二十七日

東京都知事 舛 添 要 一

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

青梅市二俣尾五丁目一二六四番一（次の図に示す部分に限る。）、同番二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めぬ。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び青梅市役所に備え置いて縦覧に供する。）

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西多摩郡日の出町大字大久野字長井四九一六番（次の図に示す部分に限る。）、同町大字大久野字水口六四〇

三番、あきる野市乙津字矢柄坂六四四番イ・西多摩郡檜原村字本宿五五五九番一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、同村字小沢八三三三番一

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めぬ。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部、日の出町役場、あきる野市役所及び檜原村役場に備え置いて縦覧に供する。）

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

八王子市長沼町一五三番一、同番二、同番三、同番四、一五四番一、同番二、同番三、同番四、一五五番、同市高月町二二八六番・上恩方町六七一番・六七四番イ（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めぬ。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び八王子市役所に備え置いて縦覧に供する。）

●東京都告示第千三百十八号

東京都港湾管理条例（平成十六年東京都条例第九十三号）第五条の規定により、港湾施設の規模を次のとおり変更する。

平成二十七年八月二十七日

東京都知事 舛 添 要 一

種類	名称	規 模	所在地	変更年 月日
		変更前		
		変更後		

港灣 大井ふ 三五五、三四五、大田区東海 平成二

施設 頭その 〇一一・八一三、四丁目、同 十七年

用地 一地区 九六平方 三五平方 区東海五丁 八月二

港灣施 港灣施 一地区 九六平方 三五平方 区東海五丁 八月二

設置地 港灣施 一地区 九六平方 三五平方 区東海五丁 八月二

品川区八潮 一丁目及び 同区八潮二 丁目

発行
東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
号

郵便番号
113-0001